

# 鳥取縣公報

## 告示

鳥取縣告示第二百四十五号

助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した。

昭和二十六年六月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

前本籍地 東伯郡社村大字不入岡八二八ノ一番地  
及び前住所

現本籍地 倉吉町大字西町二六八二番地

現住所 〃 〃 広瀬町一七八ノ一番地 加嶋初方

昭和二十六年一月十八日婚姻により旧姓「山下」

を「金田」へ並びに本籍地住所変更により同年五

月九日名簿訂正方願い出により同年同月十九日訂

正

金 田 春 江  
大正十五年四月二十八日生

昭和二十六年六月一日 金 曜 日  
第二千二百十四号

本書ノ大キサハ國定規格A五種

前本籍地 西伯郡手間村大字三崎二五七番地  
及び前住所

現本籍地 〃 〃 日吉津村字日吉津二二一ノ四番地  
及び現住所

昭和二十六年四月二十六日婚姻により旧姓「山田」

を「高田」へ並びに本籍地住所変更により同年五

月十日名簿訂正方願い出により同年同月十九日訂

正

高 田 美 代 子  
大正十三年三月二十一日生

前住所 米子市富士見町五五番地

現住所 西伯郡上道村五一三番地

昭和二十六年四月十日住所変更により同年四月十

三日名簿訂正方願い出により同年五月十九日訂正

井 上 芳 枝  
明治三十四年十二月二十四日生

前住所 八頭郡中私都村字市場二九八ノ一番地  
現住所 日野郡神奈川村字武庫

昭和二十六年四月一日住所地変更により同年同月十日名簿訂正方願い出により同年五月十九日訂正

衣 笠 節  
明治二十六年十二月二十日生

◇鳥取縣告示第二百四十六号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十六年六月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

本籍 東伯郡赤碓町大字赤碓一二八八番地  
住所 西伯郡御來屋町九二七番地 徳本幸孝方

昭和二十六年四月十四日和歌山県へ転出により同年四月十四日名簿取消方願い出たので同年五月十九日取消

渡 あ さ の  
明治二十四年十二月二十四日生

◇鳥取縣告示第二百四十七号

興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号)第五條、旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第七條、公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百三十九号)第六條、理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十三條、い獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)第六條及び墓地埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第十八條の規定による環境衛生監視員の身分を示す証票を次の者に交付した。

昭和二十六年六月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

職 名	氏 名	番 号	交付年月日
鳥取県事務吏員	筒井 勳	1	昭和二十六年五月一日
環境衛生監視員	岡本 龍雄	2	"
	池本 亀次	3	"
	山崎 義雄	4	"
	米沢弥一郎	5	"

鳥取県技術吏員

中西 保 6

坂口 正博 7

景家 春雄 8

福田 弘 9

山本 正二 10

尾崎 興一 11

松田 政勝 12

山内 晃 13

田中 頼正 14

辰巳 宝 15

井上 茂 16

本多 哲雄 17

新 治 18

樋口 田鶴 19

今田 元義 20

鳥取県技術吏員

金田 正夫 21

加納 福田 22

吉良 清司 23

森本清次郎 24

末吉万喜夫 25

推木 澄夫 26

山本 進 27

吉畑 尙之 28

三村 治子 29

倉恒 清一 30

門脇 重俊 31

新 浩 32

鳥飼 一夫 33

寺谷 嘉友 34

安場 一彦 35

鳥取県事務吏員

鳥取県事務吏員

鳥取県事務吏員

鳥取県事務吏員

鳥取縣告示第二千四百四十八号

茅原 好秀	36	鳥取県事務吏員
新 正博	37	鳥取県事務吏員
原 満津子	38	鳥取県事務吏員
新田 剛	39	鳥取県事務吏員
松田 壽雄	40	鳥取県事務吏員
荻野 邦雄	41	鳥取県事務吏員
三田 早苗	42	鳥取県事務吏員
吾郷 匡明	43	鳥取県事務吏員
中永 広	44	鳥取県事務吏員
須山 秀子	45	鳥取県事務吏員
福光 淳子	46	鳥取県事務吏員
岡村久太郎	47	鳥取県事務吏員
谷口 健二	48	鳥取県事務吏員

昭和二十六年第一回理容師試験を次のように施行する。

昭和二十六年六月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

種 別	日 時	場 所
理容師	昭和二十六年 自九時	鳥取県鳥取市本町三
学説試験	六月二十三日 至十七時	丁目 鳥取中央保健所
実地試験	六月二十五日	"
美容師	六月二十七日	"
実地試験	六月二十七日	"

理容師法施行細則第二十九條の規定に基き願書は昭和二十六年六月十五日までに管轄保健所經由知事に提出し試験当日は午前八時三十分までに受験用具携帯出頭すること。

◇鳥取縣告示第二千四百四十九号

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三條の規定により昭和二十五年七月二日をもつて買収した農地等の所有者の中買収令書を交付することができ

なすものを同法第九條第一項但書の規定により次のように公告する。

なす地番、地目、面積等の詳細については関係書類を

買 収 令 書 交 付 不 能 一 覽 表

記号番号	所有者氏名 又は名称	住 所	農地の所在	地目	地積	面積	買収金	買収期日	対価	支払方法	支払時期	その他
若狭4008	川戸 甚治	八頭郡若狭町大字来見野	八頭郡若狭町	反 四 四	34.00	9.35	25,720	43.35				

県農地課に備え置く。

昭和二十六年六月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

公 告

鳥取県火薬類作業主任者並びに火薬類取扱主任者試験公告

昭和二十六年六月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

この試験は昭和二十六年度丙種火薬類作業主任者並びに甲、乙、丙種火薬類取扱主任者の免状を交付する爲に行う試験であります。

一、種類及び試験科目

丙種火薬類作業主任者試験科目	火薬類取扱主任者試験科目
甲 類	乙 類

火薬類取締に関する法令	同上	同上
信号焰管、信号火せんまたは煙火(原料用火薬および爆薬を含む)製造工場保安管理技術	一般火薬学	同上
一般教養	数 学	理 学
養 育	物 理	化 学

二、次の各号の一に該当する者は、この試験の受験資格がありません。

- (1) 日本の国籍を有しないもの
- (2) 禁治産者および准禁治産者
- 三、試験の日時、方法および発表  
試験は筆記試験と口頭試問とを行う。

(1) 筆記試験  
日時、場所 昭和二十六年六月二十六日 午前九時  
県会議事堂第一会議室

(2) 口頭試問  
日時、場所 昭和二十六年六月二十七日 午前九時  
県会議事堂第一会議室

(3) 合格通知  
昭和二十六年七月上旬に合格者に通知致します。

四、試験地  
鳥取市

五、申込の方法  
火薬類取締法施行規則第七十八條により別表十七を参照の上知事宛提出して下さい。  
添附書類

- (1) 履歴書(別表十八参照)
- (2) 写真(手札型台紙付とし出願前六ヶ月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には撮影年月日、氏名および年令を記載のこと)
- (3) 戸籍抄本

六、申込先  
鳥取県庁經濟部企業課宛

なお不明の点がありましたら当課管理係へ御照会下さい。

註 この試験は火薬類取締法施行規則(昭和二十五年十月三十一日)に依つて実施せられるものであります。

別表第十七

受 験 願 書	× 整理番号	年 月 日
	× 受理日	
本 籍		
住 所		
氏 名		
生 年 月 日		
受 験 地		

甲種 火薬類 取扱主任者試験を受けたので火薬類取締法施行規則第七十八條各号に掲げる書類を添えて出願致します。

年 月 日

右

氏

名印

鳥取県知事 西尾愛治殿

備考

1、この用紙の大きさは、日本標準規格Bとする

こと。

2、×印の項に記載しないこと。

別表第十八

履 歴 書	
本 籍	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	

學歷 (火薬類の製造又は取扱に関する作業経歴を含む)  
賞 罰  
右の通り相違ありません。

年 月 日

右

氏

名印